

コンテンツ事業における資金調達について

<製作委員会方式> (別添1)

- 法人・団体が共同して専らコンテンツ事業を行うこと
- 出資者全員が事業の少なくとも一部に従事すること
- 出資者が事業にそれぞれ従事した対価の支払を受ける権利、又は出資者自身の名称を表示し、若しくは出資者の広告・宣伝をすることができる権利を有すること 等

<クラウドファンディング> (別添2)

(寄付・購入型)

出資額を超えるリターンを受ける権利がないもの

(投資型)

多数の法人・個人投資家からの総額1億円未満、1人当たり50万円以下のネット募集による出資

<コンテンツ・ファンド> (別添3)

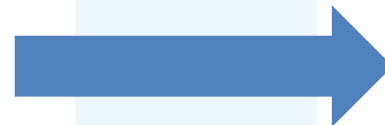
(プロ向けファンド)

1人以上のプロ投資家と、一定の資力、投資経験を有する法人・個人(49人以内)からの出資

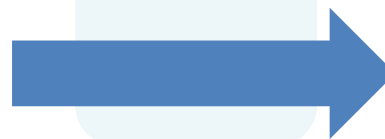
(その他)

多数の法人・個人投資家による出資

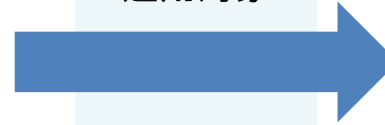
金商法の
適用除外



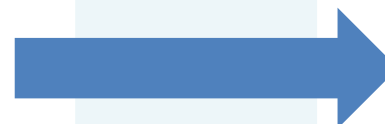
適用除外となる
具体的な事例を、
「コンテンツ事業
に関するQ&A」に
より明確化



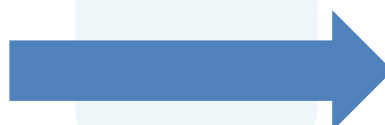
金商法の
適用対象



第二種少額電子募集
取扱業務として登録



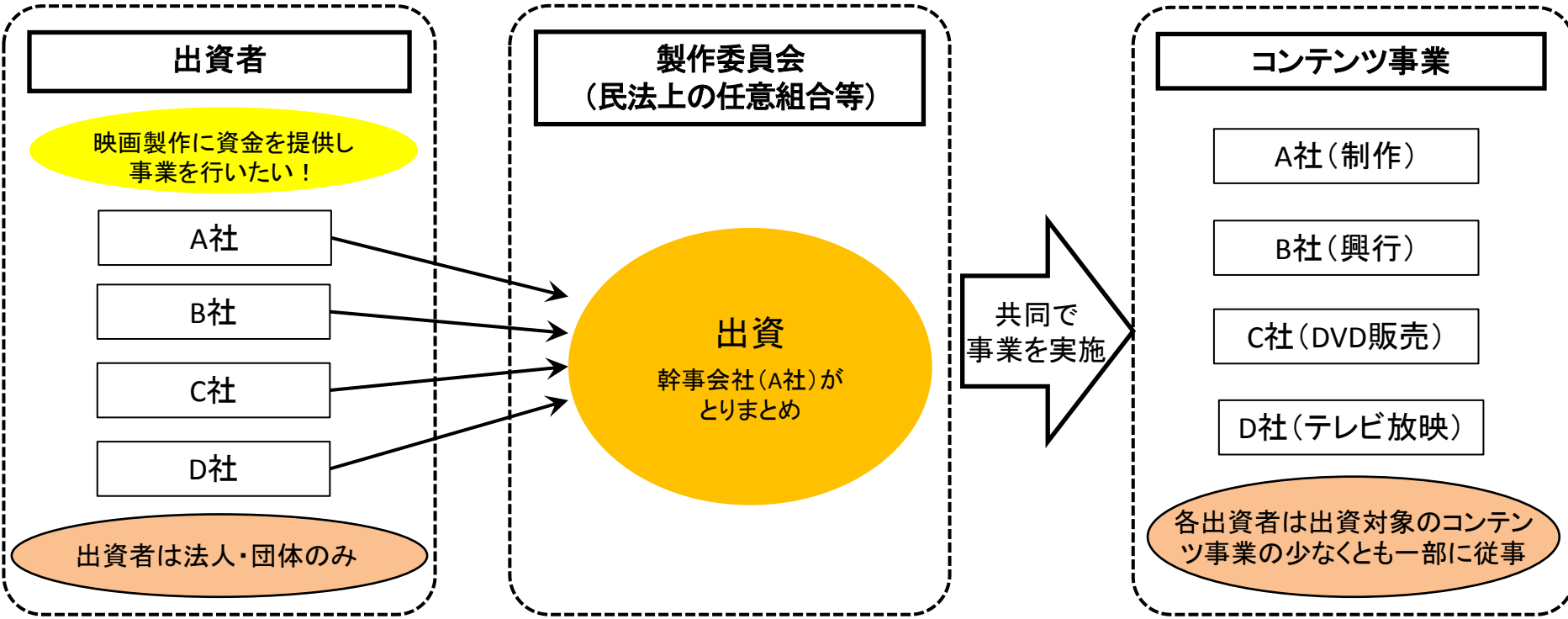
適格機関投資家等
特例業務として届出



第二種金融商品取引業
として登録

(注)コンテンツ事業とは、映画、音楽、演劇、アニメーション等のコンテンツの制作等をいう。

コンテンツ事業における製作委員会方式の活用



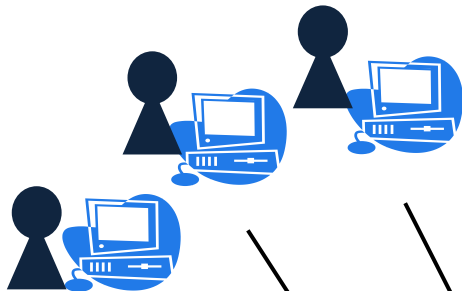
<製作委員会方式>

- 出資者全員がコンテンツ事業の少なくとも一部に従事するなどの要件を満たす場合、金融商品取引法の適用除外。
- コンテンツ事業の一部に従事していると考えられる場合として、以下の例が挙げられる。(「コンテンツ事業に関するQ&A」より)
 - 出資者が映画とのコラボレーション商品の販売やタイアップCMの放送、映画フェアの開催をする場合
 - 出資者が映画の前売券の販売を行う場合
 - 海外の出資者が、海外における興行権、放映権、ビデオグラム化権をはじめとした広範にわたる利用権に係る事業(例えば、これらの権利のライセンス付与など)を行う場合
 - 製作委員会に出資している企業自身ではなく、その親会社若しくは子会社が製作委員会が行うコンテンツ事業に従事している場合

※事業としての実態を踏まえ個別に判断されることとなる。

出資者

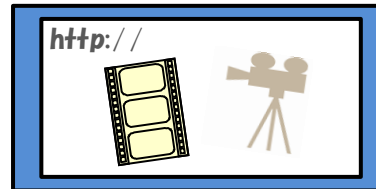
映画製作に
資金を提供したい！



クラウドファンディング業者

投資型の場合、第二種少額電子募集取扱業務として登録

インターネットを通じた
出資の勧誘



作品内容や事業計画等を
ウェブサイトに掲載

映画監督 プロデューサー 企画・制作会社 等

映画製作のための
資金が必要！



出資

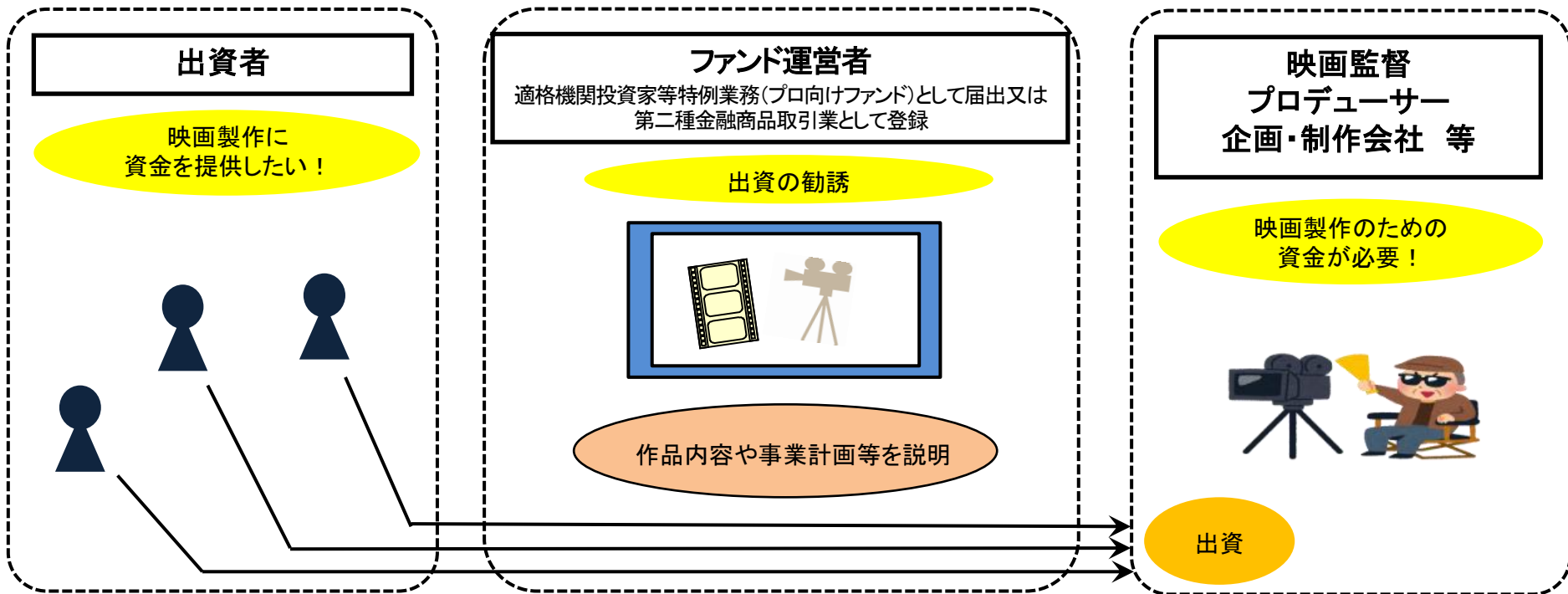
<寄付型・購入型クラウドファンディング>

- 出資額を超えるリターンを受ける権利がない資金提供(寄付金を含む)を募る場合、金融商品取引法の適用除外。

<投資型クラウドファンディング>

- 多数の法人・個人投資家からの総額1億円未満、1人当たり50万円以下のネット募集については、第二種少額電子募集取扱業務として登録を行うことで出資を募ることが可能。

コンテンツ事業におけるプロ向けファンド・第二種金融商品取引業の活用



<適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)>

- 1人以上のプロ投資家^(注)と、一定の資力、投資経験を有する法人・個人(49人以内)からの出資については、適格機関投資家等特例業務の届出を行うことで出資を募ることが可能。

(注) プロ投資家:金融機関や有価証券を10億円以上保有する法人(届出が必要)等。
大手広告会社や大手出版会社、放送事業者等がプロ投資家となっている。

<第二種金融商品取引業>

- 多数の法人・個人投資家による出資については、第二種金融商品取引業として登録を行うことで出資を募ることが可能。